

令和6年度選択型福利厚生事業実施要綱

1 趣旨

香川県教職員互助会運営規則第2条に規定する事業（会員相互共済及び福利厚生に関する事業）として実施する選択型福利厚生事業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

会員の多様化する福利厚生に対するニーズに対応して選択型福利厚生事業を設け、会員の健康管理、自己啓発、趣味の充実等に要する経費の一部を助成することにより、会員の心身のリフレッシュと余暇の有効活用等を図り、もって会員の福利増進と勤務能率の向上に寄与するものとする。

3 補助対象者

一般財団法人香川県教職員互助会の会員とする。

4 補助項目及び補助対象経費

- (1) 補助項目及び補助対象経費は、別表に定めるとおりに区分するものとする。
- (2) 会員は、別表に定めるものの中から、補助項目を自由に組み合わせて選択することができる。
- (3) 図書券、商品券等は補助対象経費としない。
- (4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に利用・購入等したものを補助対象経費とする。

5 補助額

補助額は、会員1人当たり10,000円を限度とする。ただし、宿泊保養施設利用にかかる補助とあわせた限度額とする。

6 請求手続等

- (1) 補助金の請求は、選択型福利厚生事業補助金（兼宿泊保養施設利用補助金）請求書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、補助対象経費に係る領収書原本（会員氏名、領収金額、発行者及び発行日が記載されたもの）を添付して、所属所長を經由して理事長に提出する。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる書類を添付する。

- ①芸術文化鑑賞、スポーツ観戦又はスポーツ・レジャー施設等を利用した場合
が発行されない場合

金額が記載された利用券、入場券等の半券等（金額の記載がない場合にあっては、金額が確認できるパンフレット等を添付すること。）

- ②クレジットカードを利用して支払った場合

請求明細書又は利用者控（氏名、金額、購入物品名、施設名等の記載があり、補助対象経費であることが明らかなもの）

なお、カード番号等が記載されている場合は、その箇所を抹消して提出すること。

③銀行振込で支払った場合

振込書の控及び請求書（氏名、金額、購入物品名、施設名等の記載があり、補助対象経費であることが明らかなもの）

④はり・灸・マッサージ等を利用した場合

保険診療適用外であることが記載された領収書（保険診療適用外の記載がない場合にあっては、確認できる書類等を添付すること。）

⑤上記に掲げる書類だけでは補助対象経費であることが確認できない場合は、補助対象経費であることを確認するために必要な書類

(2) 補助金の交付は、毎月末までに受理した請求書を審査のうえ、適正と認めた場合に原則として、翌々月の10日に請求者の共済組合員専用口座に送金する。

(3) 補助金の請求期間は、令和6年4月1日から令和7年4月15日までの間とし、請求回数は1回とする。

7 その他

(1) この事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

(2) 事業実施において疑義が生じた場合は、その都度理事長が適宜処理するものとする。

(3) 補助金の請求書は宿泊保養施設利用補助金とあわせた様式となっている。

選択型福利厚生事業

補助項目	対象者	補助対象経費と注意点
健康管理	会員	<p>① 医薬品の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医薬部外品、衛生用品、栄養補助食品や保険診療による調剤薬は対象外です。 <p>② 健康器具、医療機器、スポーツ用具等の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体脂肪計、血圧計、体温計、万歩計、マッサージ器等や各種スポーツ用具が対象です。 ● 空気清浄機、加湿器等の家電製品や健康食品は対象外です。また、メガネ、コンタクトレンズ、日常着、日常靴は対象外です。 <p>③ はり、灸、マッサージ・整体の施術料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 美顔、エステ、アロマテラピー、リフレクソロジー等の美容関係及び保険診療は対象外です。 <p>注意：施術料、保険診療適用外であることが記載された領収書を添付してください。</p> <p>④ 予防接種料、抗体検査料</p> <p>注意：接種料であることが記載された領収書を添付してください。</p> <p>⑤ 人間ドックにおけるオプション項目検査料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人間ドック検査項目自己負担額は対象外です。 <p>注意：領収書と計算内訳書等(オプション項目の確認書類)を添付してください。</p> <p>※ 高松赤十字病院で受診される方は、計算内訳書が必要な旨を、事前にFAXにて病院へお知らせください。</p>
自己啓発		<p>① 資質向上及び自己研鑽に資するために購入する図書経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子辞書の購入費は対象です。 ● 日記帳、ノート、シール、スタンプ、カレンダー、トランプ、文房具等は対象外です。 <p>注意：給与引きの場合、図書経費(購入商品名でも可)、金額、給与引き月または請求(締)月が記載された請求明細書、または納品書を添付してください。</p> <p>② 趣味講座の受講料、教養講座の受講料(語学、教養、趣味等講座の入会金、学費)</p> <p>③ 資格取得講座の受講料(国家試験等受験準備講座の受講料、受験料)</p> <p>④ 講演会、イベント参加料(フォーラム、シンポジウム等の聴講料、参加料)</p> <p>⑤ 通信教育、専門学校、各種学校等に要する経費(入学金、授業料、受講料)</p> <p>⑥ その他 研修会、講習会、研究会等受講料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に該当するCD、CD-ROM、DVD等の情報ソフト類の購入費も対象です。 ● パソコン本体並びに周辺機器、消耗品等は対象外です。 <p>注意：受講料や参加料であることが記載された領収書を添付してください。</p>
入会登録料	会員及び家族	<p>かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチング会員入会登録料(初回登録のみ)</p> <p>注意：入会登録料であることが記載された領収書を添付してください。</p>
芸術文化鑑賞	会員及び家族	<p>① 音楽、演劇、演芸、伝統芸能、舞踏、映画鑑賞の入場料、入館料</p> <p>② 博覧会、サーカス、動植物園、水族館、展覧会、美術館、博物館(音声ガイドレンタル料可)、神社仏閣等の入場料、入館料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に該当するCD、CD-ROM、DVD等の情報ソフト類の購入費も対象です。 <p>注意：領収書が発行されない場合は、利用券、入場券等の半券等を添付してください。ただし、半券に金額、公演日、会期、利用日等がない場合は、パンフレット等(確認書類)を添付してください。</p> <p>③ 瀬戸内国際芸術祭2025作品鑑賞パスポートの購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「パスポート助成」(1枚あたり1,000円)を受け、残りの自己負担分を選択型福利厚生事業請求書で請求する場合、領収書は写しを添付し、「原本はパスポート助成金請求書に添付」と記載してください。
スポーツ施設の 利用等	(会員が同行する場合に限る)	<p>① 各種スポーツの観戦料</p> <p>② テニスコート、ゴルフ場、スキー場(リフト券可)、スケート場、プール、マリンスポーツ施設、体育館、野球場、陸上競技場、トレーニングジム、ボウリング場、卓球場、乗馬場の入場料及び利用料金、回数券購入費</p> <p>注意：領収書が発行されない場合は、利用券、入場券等の半券等を添付してください。ただし、半券に金額、利用日等がない場合は、パンフレット等(確認書類)を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ゴルフ場利用の場合、諸経費、諸協力費、協会費、飲食費は対象外です。 <p>注意：領収書に支払項目がない場合は、計算書または内訳書等(確認書類)を添付してください。</p> <p>③ マラソン大会、ウオーキング大会等の参加料、登録料、スポーツクラブ、スポーツ教室の入会金、利用料金、受講料</p> <p>④ 入漁料及び入川料、入山料、キャンプ場利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記に該当するCD、CD-ROM、DVD等の情報ソフト類の購入費も対象です。
レジャー施設の 利用		<p>施設入場料、乗り物券代、農園等入園料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 温泉入浴代、風呂代は対象外です。 ● 交通費、飲食費、駐車場代は対象外です。